

豊田都市計画用途地域の変更（豊田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 71 ha	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	21.4%
	約 432 ha	8/10以下	5/10以下				
	約 612 ha	10/10以下	6/10以下				
	小計 約 1,116 ha						
第二種低層住居専用地域	約 32 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.6%
第一種中高層住居専用地域	約 8.7 ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	18.1%
	約 577 ha	15/10以下	6/10以下				
	約 359 ha	20/10以下	6/10以下				
	小計 約 945 ha						
第二種中高層住居専用地域	約 49 ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	1.6%
	約 3.2 ha	15/10以下	6/10以下				
	約 33 ha	20/10以下	6/10以下				
	小計 約 86 ha						
第一種住居地域	約 1,161 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.3%
第二種住居地域	約 101 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.9%
準住居地域	約 52 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.0%
近隣商業地域	約 101 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	3.1%
	約 60 ha	30/10以下	8/10以下				
	小計 約 160 ha						
商業地域	約 98 ha	40/10以下	—	—	—	—	2.1%
	約 5.7 ha	50/10以下					
	約 3.8 ha	60/10以下					
	小計 約 108 ha						
準工業地域	約 370 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.1%
工業地域	約 191 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.7%
工業専用地域	約 894 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.1%
合計	約 5,215 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

【四郷地区】

土地区画整理事業等の進捗に伴い、将来の土地利用計画、都市施設の整備計画等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。

【挙母・八幡地区】

(都) 蒲郡岐阜線東側の沿道地及び(都) 久澄橋線南側の沿道地において、周辺との土地利用の一体性を踏まえ、都心の土地利用の方針や現況土地利用状況、高度利用の可能性などを鑑み、適切な用途地域に変更するものである。